

## 議案第 1 号

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

生活保護法及び児童手当法の一部改正に伴い、条文を整理するため提案する  
ものです。

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年  
条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略			略		
4 市 長	地方税法その 他の地方税に 関する法律及 びこれらの法 律に基づく条 例による地方 税の賦課徴収 に関する事務 であって規則 で定めるもの	生活保護法によ る保護の実施又 は就労自立給付 金若しくは <u>進 学・就職準備給 付金</u> の支給に関 する情報（以下 「生活保護関係 情報」という。） であって規則で 定めるもの	4 市 長	地方税法その 他の地方税に 関する法律及 びこれらの法 律に基づく条 例による地方 税の賦課徴収 に関する事務 であって規則 で定めるもの	生活保護法によ る保護の実施又 は就労自立給付 金若しくは <u>進学 準備給付金</u> の支 給に関する情報 （以下「生活保 護関係情報」と いう。）であっ て規則で定める もの
略			略		
13 市 長	子ども・子育 て支援法（平 成24年法律第 65号）による 子どものため の教育・保育	略 児童手当法（昭 和46年法律第73 号）による児童 手当の支給に関 する情報（以下	13 市 長	子ども・子育 て支援法（平 成24年法律第 65号）による 子どものため の教育・保育	略 児童手当法（昭 和46年法律第73 号）による児童 手当又は <u>特例給 付</u> の支給に関す

	給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの		給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	る情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		略			略
略			略		
16 市 長	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	16 市 長	児童手当法による児童手当 <b>又は特例給付</b> の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
17 市 長	我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者	17 市 長	我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者

	福祉法にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの		福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	略		略
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の13の項及び16の項の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。